

答 申

第1 審査会の結論

実施機関の決定は妥当である。

第2 諮問事案の概要

1 行政文書の開示請求

審査請求人は、平成29年2月12日、奈良県情報公開条例（平成13年3月奈良県条例第38号。以下「条例」という。）第6条第1項の規定に基づき、奈良県知事（以下「実施機関」という。）に対し、「図書情報館における職員の事務分担表（資料選定委員、資料選定分担を除く）」の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

平成29年2月24日、実施機関は、本件開示請求に対応する行政文書として、（1）開示する行政文書（以下「本件行政文書」という。）のとおり特定した上で、（2）開示しない部分（以下「本件不開示部分」という。）を除いて開示する旨の行政文書一部開示決定（以下「本件決定」という。）を行い、（3）開示しない理由を付して、審査請求人に通知した。

（1）開示する行政文書

県立図書情報館職員事務分掌（平成23年度分から平成28年度分まで）

（2）開示しない部分

県立図書情報館職員事務分掌（平成28年度分）のうち、非常勤嘱託職員の氏名

（3）開示しない理由

条例第7条第2号に該当
個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができるため

3 審査請求

審査請求人は、平成29年5月21日、本件決定を不服として、行政不服審査法（平成26年法律第68号）第2条の規定に基づき、実施機関に対し、本件決定について、不開示部分の全部を開示せよとの裁決を求める審査請求を行った。

4 諮 問

平成29年6月20日、実施機関は、条例第19条の規定に基づき、奈良県情報公開審査会（以下「当審査会」という。）に対して、当該審査請求に係る諮問を行った。

第3 審査請求人の主張要旨

1 審査請求の趣旨

不開示部分の全部を開示せよとの裁決を求める。

2 審査請求の理由

審査請求人が、審査請求書及び意見書において主張している審査請求の理由は、おおむね次のとおりである。

(1) 審査請求書

条例第2号に該当しないため

(2) 意見書

行政の透明化を考えると、組織だけでなく、事務に関わった個々の氏名を明らかにし説明責任を明確にするため、職員の氏名の公開は重要である。

公務員の氏名については、従来はいわゆる職員録基準を採用していたが、説明責任の観点から「各行政機関における公務員の氏名の取扱いについて」（平成17年8月3日情報公開に関する連絡会議申合せ）により、職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名については、「慣行として公にされる（予定）の情報」となったため、原則公にする取扱いとなった。ただし、例外として補助的業務に従事する非常勤職員は除かれている。この申合わせは国の行政機関に関するものであるが、行政機関の保有する情報の公開に関する法律第25条により、地方公共団体の情報公開においても同様の取扱いをすべきと解される。ゆえに図書館の非常勤嘱託職員が補助的業務に従事する職員か検討する。

図書館の非常勤嘱託職員は、レファレンス業務・資料選定委員・図書展示・情報誌うんていの執筆・書評（図書館員の気になる一冊）等で正規職員と同一業務に従事する。以上の業務は日々雇用職員は一切担当しておらず、日々雇用職員の業務は補助的業務の可能性はあるが、非常勤・常勤を問わず嘱託職員の業務は補助的業務と解されない。また、日々雇用職員が対応できない場合、非常勤嘱託職員も上司として利用者に対応する。「新規採用日々雇用職員研修資料」でも職員と日々雇用職員との区別しがなく、非常勤嘱託職員は日々雇用職員以外の職員に含まれ正規職員と同等の扱いとなっている。実際、20名ほどの日々雇用職員のうち事務室に席を与えられているのは総務企画課の一名のみなのに対して、通常事務室で業務をしない非常勤嘱託職員も全員席を与えられている。

よって、図書館の非常勤嘱託職員は補助的業務に従事する非常勤職員ではないので、上記申合せに基づき、その職務遂行に係る情報に含まれる当該職員の氏名は開示すべきと考える。本件の事務分掌はまさに職務遂行に係る情報であるから、これに該当する。

更に、奈良県においては情報公開をより一層推進するため、奈良県情報公開条例の解釈運用基準28頁において、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、原則開示となっており、除外なく県職員全体に拡大している。

図書館の非常勤嘱託職員は、県の職員であり、事務分掌は職務遂行に係る情報そのものであるから、「慣習として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」に該当することになり開示されることとなる。

以上の理由により、実施機関の処分は妥当でなく、不開示の非常勤嘱託職員の氏名は開示すべきと考える。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が、弁明書において説明している本件決定の理由は、おおむね次のとおりである。

1 本件行政文書について

実施機関では、職員の人事異動が行われた際に所掌事務に係る担当を定め、それを記載した事務分掌表を作成している。本件では、開示請求時点で実施機関が保有している、年度別の事務分掌表を開示請求の対象文書として特定した。

2 不開示部分について

本件開示文書では、平成28年度の非常勤の嘱託職員の氏名を不開示としているが、これらは個人に関する情報であって、特定の個人を識別することができる情報であり、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活等に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていないが、当該公務員等の氏名が、法令の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている場合には、本号のアが適用され、個人情報ではあるが不開示とはならないことになる。

公表する慣行がある場合、又は実施機関が公にする意思をもって（あるいは公にされることを前提に）氏名を情報提供している場合には、慣行として公にされ、又は公にすることが予定されていると解される。

奈良県においては、毎年、職員録が発行され、販売等の方法により公にされており、当該職員録に掲載されている職員の氏名は、慣行として公にされているものとして開示される。しかし、平成28年度の非常勤の嘱託職員の氏名については、当該職員録に掲載されておらず、同号ただし書アに該当しない。また、同号ただし書イに掲げる情報に該当しないことは明らかである。

以上のことから、平成28年度の非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号の不開示情報に該当する。

3 結語

以上のことから、実施機関が行った本件決定は妥当なものであり、原処分維持が適当と考える。

第5 審査会の判断理由

当審査会は、本件事案について審査した結果、次のとおり判断する。

1 基本的な考え方

条例は、その第1条にあるように、県政に対する県民の理解と信頼を深め、県民の県政への参加を促進し、もって県民の知る権利への理解を深めつつ、県の有するその諸活動を県民に説明する責務が全うされるようにするとともに、公正で開かれた県民本位の県政を一層推進することを目的として制定されたものであり、その解釈・運用に当たっては、県民の行政文書開示請求権を十分尊重する見地から行わなければならない。

しかし、この行政文書開示請求権も絶対的で無制限な権利ではなく、個人、法人等の権利利益や、公共安全、公共の利益等も適切に保護すべき必要があり、開示しないことに合理的な理由がある情報を不開示情報として、条例第7条に規定している。

これらの条例上不開示とされている情報については、条文の趣旨に沿って客観的に判断する必要がある。

したがって、当審査会は、原則開示の理念に照らし、本件行政文書が、不開示情報を規定する条例第7条各号に該当するかどうかを、その文理及び趣旨に従って判断するとともに、本件事案の内容に即し、個別、具体的に判断することとする。

2 本件行政文書について

実施機関では、職員の人事異動が行われた際に所掌事務に係る担当を定め、それを記載した事務分掌表を作成している。

本件行政文書は、実施機関が保有している、平成23年度から平成28年度までの事務分掌表であり、実施機関の職員の氏名とともにそれぞれの担当業務等が記載されている。

3 条例第7条第2号該当性について

実施機関は、「県立図書情報館職員事務分掌（平成28年度分）」に記載された非常勤嘱託職員（以下「本件非常勤嘱託職員」という。）の氏名について、条例第7条第2号に該当すると主張しているため、以下検討する。

条例第7条第2号本文は、「個人に関する情報であつて、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人を識別することができるもの」を原則として不開示情報とする旨規定している。

同号ただし書は、同号本文に該当する情報であっても、「ア法令等の規定により又は慣行として公にされ、又は公にすることが予定されている情報」、「イ人の生命、健康、生活又は財産を保護するため、公にすることが必要であると認められる情報」、「ウ当該個人が公務員等である場合において、当該情報とその職務の遂行に係る情報であるときは、当該情報のうち、当該公務員等の職及び当該職務遂行の内容に係る部分」のいずれかに該当する情報については、同号の不開示情報から除外することとしている。

本件非常勤嘱託職員の氏名は、これを開示することにより、特定の個人を識別することができることから、条例第7条第2号本文に掲げる情報に該当する。

次に、同号ただし書について検討する。

同号ただし書ウでは、公務員等の職務遂行に係る情報のうち、職及び職務遂行の内容に係る部分については、当該公務員等の個人に関する情報としては不開示とはしないこととされているが、公務員等の職務遂行に係る情報に含まれる当該公務員等の氏名については、公にした場合、公務員等の私生活に影響を及ぼすおそれがあり得ることから、例外的に開示する情報とはしていない。しかし、県の職員の職務遂行に係る情報に含まれる氏名については、その性格上、公益性が強く、行政として県民の要望に応じて公にすることが予定されている情報と考えられるため、実施機関の職員の氏名については、奈良県職員録（以下、単に「職員録」という。）に掲載され、一般に頒布されている。このことから、職員録に掲載されている実施機関の職員の氏名については、慣行として公にされているため、当該職員の私生活等に影響を及ぼすおそれ

がある場合を除き、同号ただし書アに該当するとして、原則として開示されている。

そうすると、非常勤嘱託職員の氏名が全て職員録に掲載されているか否かが問題となる。

この点について、事務局を通じて実施機関に確認したところ、非常勤嘱託職員については、その業務内容や勤務条件などを総合的に勘案して、職員録に掲載するか否かを個別に判断しているとのことであった。

そこで、当審査会が事務局に職員録を確認させたところ、本件非常勤嘱託職員の氏名は掲載されていなかった。

また、職員録以外において、実施機関の非常勤嘱託職員の氏名を、実施機関が慣行として公にしているかについて、審査請求人は、本件と同時に審議した他の諮問事案において、実施機関が発出した報道資料及びメールマガジン並びに実施機関の職員が寄稿した雑誌及び新聞において、本件非常勤嘱託職員の氏名が記載されている旨主張している。

そこで、当審査会が事務局を通じて実施機関に確認したところ、一部の展示イベントに係る報道資料については、非常勤嘱託職員の氏名を記載したうえで報道機関に配布したが、報道機関との連絡用として当該イベントの担当者の氏名を記載しているものであって、現に報道等において非常勤嘱託職員の氏名が公にされた事実はなく、実施機関のホームページにも掲載していないとのことであった。

また、メールマガジン並びに雑誌及び新聞については、これらに掲載された記事は書評や歴史文化等に係る解説（以下「書評等」という。）であって、司書である一部の非常勤嘱託職員が自らの知見を活かして執筆した著作物であり、その執筆者として署名しているものであるとのことであった。

個人の氏名が慣行として公にされているか否かについては、当該氏名が公にされている事例があったとしても、それが個別的な事例にとどまる限り、慣行として公にされているとは解されていない。そして、書評等への署名は、その内容を考慮すると、書評等の執筆者として行ったものであると考えるのが相当であり、個別的な事情にとどまるものと認められることから、司書である非常勤嘱託職員の氏名が実施機関が発出したメールマガジン及び非常勤嘱託職員が寄稿した雑誌及び新聞に掲載されていることをもって、実施機関が本件非常勤嘱託職員の氏名を慣行として公にしているとは認められない。

これらのことから、本件非常勤嘱託職員の氏名は、法令等で公にすることが予定されている情報ではなく、また、慣行として公にされている又は公にすることが予定されている情報であるとする事情は認められないことから、同号ただし書アに該当しない。

また、本件非常勤嘱託職員の氏名は公務員等の職及び職務遂行の内容に係る情報に当たらないため同号ただし書ウに該当せず、また同号ただし書イに該当しないことは明らかである。

以上のことから、本件非常勤嘱託職員の氏名は、条例第7条第2号に規定する不開示情報に該当する。

4 審査請求人の主張について

審査請求人は、審査請求書において、その他種々主張するが、当審査会においてその内容を検討した結果、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

5 結 論

以上の事実及び理由により、当審査会は「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

第6 審査会の審査経過

当審査会の審査経過は、別紙のとおりである。

(別 紙)

審 査 会 の 審 査 経 過

年 月 日	審 査 経 過
平成 29 年 6 月 20 日	・ 実施機関から諮問及び弁明書の写しの提出を受けた。
平成 29 年 7 月 12 日	・ 審査請求人から意見書が提出された。
令和 2 年 1 月 31 日 (第 238 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2 年 3 月 25 日 (第 240 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2 年 5 月 29 日 (第 241 回審査会)	・ 事案の審議を行った。
令和 2 年 6 月 24 日 (第 242 回審査会)	・ 答申案の取りまとめを行った。
令和 2 年 7 月 21 日	・ 実施機関に対して答申を行った。

(参 考)

本 件 答 申 に 関 与 し た 委 員

(五十音順・敬称略)

氏 名	役 職 名	備 考
いろめよしお 以呂免義雄	弁護士	会長代理
くぼ ひろこ 久保 博子	奈良女子大学研究院生活環境科学系 教授（住生活・住環境学）	
こたに まり 小谷 真理	同志社大学政策学部准教授（行政法）	
のだ たかし 野田 崇	関西学院大学法学部法律学科教授 （行政法）	会 長
ほそみみえこ 細見三英子	元産経新聞社記者	